

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

平成31年4月2日午後7時57分頃、消防団第8分団3部団員■■■■が、野田市蕃昌4番地先の路上において、消防団の車両を直進させていたところ、対向してきた■■■■が運転する軽自動車と接触し、次の損害が生じたもの

損害状況

当 方 人損 なし
 物損 なし

相手方 人損 なし
 物損 右ドアミラーの破損

上記の事故による相手方の損害について、本市の賠償責任として金5,859円を負担することで和解する。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年5月20日

野田市長 鈴木 有